

令和5年第2回三朝町教育委員会臨時会 議事録

開 会 日	令和5年9月14日（木曜日）
開 催 場 所	三朝町役場2階 第4会議室
出 席 者	西田寛司教育長 塩谷俊樹委員、石田仁樹委員、加藤るみこ委員、村岡麻梨委員
欠 席 者	な し
説明等の出席者	安田教育総務課長、角田社会教育課長、吉竹指導主事、福田教育総務係長
説明等の欠席者	な し
報 告 事 項	な し
議 事	な し
協 議 事 項	（1）三朝町教育委員会におけるいじめ問題対応方針について
そ の 他	な し

会 議 の 内 容

- 1 開 会
教育長
午前9時26分
令和5年第2回臨時会を開会します。
- 2 前回議事録承認
前回の議事録につきましては、村岡委員と塩谷委員に承認をいただいております。
- 3 議事録署名委員
指名
本日の議事録署名委員は、塩谷委員と石田委員を指名します。
- 4 報告事項
教育長
運動会が各地で行われて、中学校の運動会もありまして、その中のタイヤ引き競技で、4対2だったかな、子どもさんが4人の方に引っ張られて肩から落ちて脱臼されたということがありました。速やかに救急車を呼んで清水病院に搬送し、先生方は運動会があるものですから私が清水病院に行ったら、ほんの脱臼だけで、骨にも異常なく、うっ血とかそういうのもなかったようですので。その後帰ってきて、生徒会の役員をしていた生徒でしたから、表彰式も片腕を吊ったまま元気よくやっていたので、安心していたところでした。その後、月曜日に病院に行かれて、火曜日だったのでしょうか、校長先生に確認したら元気に来ているということでしたので、一先ずは安心したところです。3年生の子どもさんですから、それが長引くと受験とかにも響きますし。ということがありました。
- 5 議 事
教育長
本日の議事は特にありません。

6 協議事項

事務局

(1) 三朝町教育委員会におけるいじめ問題対応方針について

(資料により説明)

いただいたご意見について、重複する部分は省略させてもらっておりますし、語尾についても統一させてもらっておりますので、ご了承いただけたらと思います。

特記・留意事項につきましては、中心になってこの対応方針を進めていただきます学校に対してのみ伝えるようにしております。議会については記載せずに、提言の内容のみお伝えしようと思っております。

なお、先週、校長会の場で意見があればということで資料の提出をさせていただいたところですが、各校長からはこの提言の内容を学校として真摯に受け止めて実施していきますということで、特に意見はないということで、今後いただく内容については粛々と進めていきたいということでいただいております。

教育長

最初に、議事録の記載についてですが、個人名などが話の中に出たら、その部分は非公開にさせていただき、あらためて断りを入れることなくその認識とさせていただけたらと思います。

それから、事務局が「提言」と言ったのは、この対応方針ですね。

事務局

はい。

教育長

ちょっと言葉を明確にしておくために、「提言」と言ったら調査委員会の報告・提言ということにしましょう。教育委員会は「対応方針」という言葉で統一しておいた方がいいのかなと思います。で、特記事項については議会に言わずという言い方でしたけど、文章としてはまとめさせてもらって、特記事項は口頭で校長先生方、学校にお伝えすると。特に強くお願いしたいことは、その点を口頭で強くお願いするということで確認させていただきたいと思います。ですから議会にも、一般にも公表するものは同じということにさせてください。

それから、公表用の報告書ですけど、前置きとして、被害者の方から公表用であっても公表するなということですから、便宜上、「公表用」と言いますが、公表はしませんので、そこは明確にさせていただきたいと思います。

事務局

(資料により説明)

ここまでで何かご意見なり、いただけたらと思います。

教育委員

具体的にこの項目がということではないんですけども、調査委員会の提言を受けて、教育委員会がさらにということなんですけれども、例えば「働きかけができていくか常にチェックしていくこと」は良いんですけど、具体的にどのタイミングでどういうチェックをしていくかというのは、当然学校側と相談をしながらなのか、学校が独自で考えてやっていくのか、その辺は。これは全てそうなんですけど、「より実効性のある研修内容に」していただきたいということで提言をしているんですけども、じゃあ具体的にどういう研

修を、いつのタイミングでどうやって実効性のあるものにしていくのかというのは、これは学校側だけで考えるものなのかとか。当然教育委員会もということになろうかとは思いますが、その辺を明確にしておかないと、どういうことが実際に進んでいっているのか、進もうとしているのかが見えてこない。その辺はどういうふうに進められていくのかなというのが、これをずっと見ていて。提言自体は素晴らしいことで、これを推進できるのであればいいのかなと思いますけれども、そこら辺はですね、どういうふうに確保されていくのかなとはちょっと。今後のことはこの提言を受けて考えていくんだらうと思いますけど、今後どうやって進むのかなというところはちょっと知りたいなと思っております。

教育長

今、委員さんが言われたことは、言葉の上ではこれで文章としては良いでしょうけど、実務としてどうやって、有機的にと言いましようか、効果的に事を進めていくか、そのことをどう考えているかと。

事務局

基本的に研修は学校がメインで組まれると思うので、この提言がありますので、そこを教育委員会にも共有していただいて、一緒に講師選定であるとか、内容については協議していくことはできるかなと思っております。

事務局

チェックについても、年何回するのかとか、何月にするのがいいのかといった辺りは、当然学校と相談しながらしていかないといけないとは。具体的に何月にするのがいいのかというのはないですけれども、協議していかないといけないと思っています。

教育委員

ざっとネットでいろんなところが見れるので、例えば他都道府県を見ていくと、先生方のいじめに対する研修のプログラムというのがあってですね、鳥取県のはもうちょっと具体的に書いてあったりしたんですけれども、東京都のは、いついつまでってことはなかったかもしれないですけれども、こういう研修をこういう対象者に対してやっていくよというようなものはずっと時系列で出ていたんですよ。なので、単発的に研修をやっていくのではなくて、この時期にこういう先生方にこういう研修をしますというようなのは、今今すぐに全部ができるとは思わないんですけれども、将来的にはそうやって考えていかないと。いじめは必ずあるというふうに考えないといけないんじゃないかなと。どんな小っちゃいことでも、受ける側がいじめだと思えばそれはいじめになってしまうわけですから、だからそこはずっと継続的にしていかなくちゃいけないというふうに思います。

事務局

ありがとうございます。

教育長

他はいかがでしょうか

各教育委員

(意見等なし)

事務局

(資料により説明)

ここまでの中で、加えたいご意見等がございましたらお願いします。

教育委員

加えたい意見ではなくて、社会教育の方に希望を出しておきたいと思うんですけど、「人権教育講座等の機会を活用して」とあるのですが、いじめとはこういうものなのか、そういう理論的なことではなくて、例えば今回でも周

りにいた大人がいじめの芽を見つけることができなかったということが、公表用を読んでいるとわかるのですが、やっぱりそういうところの、人権教育とはとか、部落差別とはとかではなくて、こういう気付きがあればいじめを未然に防げるとか、あるいは根っことなるようなところを具体的に研修できるようなことも必要なんじゃないかと思います。教育に関わったり、役場の職員の方は小難しく捉えてしまうところがあると思うんですけど、小学校1年生でもわかるような研修を地域の方にもしてもらって、難しいことを一番わかりやすい言葉で伝えていくということが、これからの教育委員会なり、役場で進めていくことではないかなと考えています。ここには入れていただくなくてもいいですけど、社会教育の方でそういう研修のあり方を考えていただけるとありがたいなと思います。

事務局 わかりました、ありがとうございます。

教育長 他はいかがでしょうか。

各教育委員 (意見等なし)

教育長 参考までに、学校の先生や保育園の先生って、人権講座に今回、どれくらい来ておられる？

事務局 学校については、人権教育の担当の先生は毎回来ておられます。保育園は、園長先生は来ておられます。

教育長 今、委員さんが言われた件で、もう少し、学術的な講義というより、実践的な講義になるような、そういう方もお招きして、講座を構成するような努力はしていきましょう。

事務局 (資料により説明)

ここまでの中で、何かございますか。よろしいですか。

教育長 これからのことですから、ちょっと確定的な話ではないんですけど、中教審の方で、授業時数の見直しとかですね、少し多いんじゃないかとか、そういうような話が出ておまして、時数を見直す中で、学級活動といいましょうか、そんな活動の中で少し、今まで以上にこういう人権に関わる話し合いの場が持てるような、そんなことができたかなと思っております。それについては、学校の校長先生と時数の見直しをちょっと今考えておりますので、その中に入れることができたなら、そういう時間を多くとれたらなという気持ちでおります。

教育委員 教育長さんが時数のことを言われたんですけど、授業で考えることだけがいじめを考えることではなくて、クラスなり学校なりの風土とか、そういうものがとても基盤になっていると思いますので、授業数云々よりも日々の朝学活であったり終学活、その時の暮らしの振り返りにしてもそうですし、教員の働きかけ、あるいは学校の朝会なんかの働きかけとか、やっぱりそういうきめ細やかなところが必要なんじゃないかなと。極端なことを言ってしまうと、担任の一言によっていじめが発生したり、それを許さない学級ができていったりということもありますので、その時間数どうのこうのではなくて、日々の暮らしの中の小さな働きかけの中から変わっていかなければ、

極端な言い方をすると、これまでと何ら変わりのない実践になってしまうのではないかなという気持ちもあります。

教育長

おっしゃる通りで、時数を減らすというのは、先生方がもう少し余裕を持って子どもたちに接する場面、そういうのを作れるような働き方を、時数という、比較的時数がたくさん取ってあるそうです。その辺りでもう少し余裕がとれるようなところで時数の話をさせていただきました。趣旨は、委員さんが言われているように、先生たちの余裕、子どもたちと向き合う時間を作るという意味合いで、そういう心掛けを進めていくという一つの現れだと。

教育委員

わかりますけど、研修でもそうなんですけど、時間を作るのは良いんですが、その時間を作った時にどういうポイントで見ていくかということをご存じなければ、大変失礼な言い方にはなるんですけど、やっぱりそこら辺のところを当たり前だけ共通理解しようね、みたいなところの研修なんかも必要なんじゃないかなと。経験のある方が、そんなことわかっていることでしょではなくて、みんなでもう一回共通理解してスタートしようよとか、みんなと同じことでチェックしていこうね、みたいなところが必要なんじゃないかなって気がします。難しいとは思いますが。

教育長

感想ですけど、そうしていかないと、気付いている人と気付いていない人の温度差が相当あるように感じていますから。経験の豊富な先生が、経験のない方に指導する、で、話し合っただけで気付くという、そういう場面が多く持てるかなと思います。

教育委員

それで、あえて言うなら教育、職員室の中の雰囲気作りもやはり大事ではないかなという気がしています、自分の経験上。

教育長

おっしゃる通り、職員室の雰囲気が悪いと、会話が全くない職員室だったり。少しうるさいぐらいで活発に会話されている職員室の方が、私も良いと思いますし、そうあってほしいと思っています。

教育委員

よろしくお願いします。

事務局

(資料により説明)

ここまでのところで、何かご意見等いただけたらと思います。

教育委員

学校側も当然そうなんですけど、難しいのは家庭での学びというか研修なのかなと思いますが、例えば保護者面談であったり、保護者研修会という、なかなか全員が来ていただけなかったりするわけですね。チラシを配布したら、全員がしっかり読んでそれを理解してっていうのもなかなか難しいのかなと思うんですが、ここをやっぱいろいろ考えていかないと、最終的には解決していかないのかなというふうに思いますので。難しいなとしか言いようがないんですけど、やはりここは定期的に継続的に、根気強く保護者の方、家族の方にいろんな形でアプローチをして研修、学びの提供をしていかなければいけないのかなと思いますので、ここが難しいなと思います。

教育長

研修をする時に、私もPTA活動とかしている時に、今、委員さんがおっしゃったことは痛感していて、来られる人はいつも一緒に、来られない方に少しでも参加していただく、その工夫をどうしたらいいのか、どうやったら

うまいこといくのかというのを感じるわけですが、この研修においては特にそこが、常に課題になってくるんだろうと思います。そういう中で今、12 か条を送っておりますね、あその言葉に誰かが感じていただいて、気付きなりがあると、あの言葉の中で、子育て 12 か条ではありますけれども、いじめや、人を大切にすることに通じる言葉もたくさんありますので、それも一つの方法かなと思って効果を期待しているところです。

事務局

ありがとうございました。

その他は。よろしいでしょうか。

各教育委員

(意見等なし)

事務局

(資料により説明)

ここまでの中で、ご意見等いただければと思います。

教育委員

スクールカウンセラーと、前回出てきたスクールソーシャルワーカー、どういう位置付けにして、どうつなげるのか。スクールソーシャルワーカーの配置に向けて、人材を確保するんですけれども、スクールカウンセラーはどう対応するのか。どういう位置関係になるのか。どっちも相談は受けるよな？

教育委員

簡単に言ってしまうと、スクールソーシャルワーカーの方は、他機関とのいうところが特に大きな役割となってきます。もちろん、学校のことの相談もなんですけど、特にそこからスクールカウンセラーは子どもたちのということになって、外部と積極的につなげていくというのがソーシャルワーカー。そうですね？

事務局

そうです。

教育委員

そこところがちょっと違いがあって、問題を解決するのはカウンセラーと一緒に共有しながら、どうつながっていけばいいのかみたいなところなので、ちょっと仕事の意味合いが違ってきます。

教育長

私の理解も、スクールカウンセラーは1対1でカウンセリング、相談をして、ここにたまっているものを吐き出してもらい、すっきりしてもらおうという、ちょっと乱暴な表現ですけど。スクールソーシャルワーカーは、起きている問題を外の機関につなげて、外の機関の力を借りて解決しようという、どちらかと言えば個人というよりその子の環境をどう改善するかというようなイメージで理解していて。で、ソーシャルワーカーとスクールカウンセラーが連携をとるということになると、これが同じ日に同じ場所でうまいこと調整できればいいんですけど、現実では週に何回かしかお願いできないという現実があって、今、委員さんが言われる連携をどうやってとるかというのはちょっと今、現段階ではうまくできるかなというのは不安なところがあります。

事務局

よろしいですかね。他には。

教育委員

じゃあ、スクールソーシャルワーカーは、子どもの相談には乗らないということだね。

教育委員

乗るのは乗る。

教育委員 乗るのは乗るけれども。

教育委員 より子どもを理解して、他機関の専門…。

教育委員 すぐ他機関に頼る？学校には相談しない？

教育委員 もちろん…。

事務局 そんなことはないですけど。

教育委員 結局、教職員の専門性…。

教育委員 スクールカウンセラーは他機関とは相談しない？

事務局 そんなこともないですけど。

教育委員 だから、何が違うのっていう話になるじゃない。

事務局 スクールカウンセラーが、簡単に言ってしまうと心理的な相談に乗る先生
 っていう感じですし…。

教育委員 先生？

事務局 先生というか、人っていうことですし、スクールソーシャルワーカーは福祉の方の機関、外部にいろいろありますよね、個々の子どもによっていろいろな福祉機関とつながる必要があるじゃないですか、家庭と。そういうようなところをうまく橋渡しをしてくれる人というのでしょうか、そういうイメージを持っていただくといいかなと思います。

教育長 今のを補足すると、学校の中には社会福祉の制度とか、機関を十分知っていらっしゃる方がいないから、それをアドバイスする立場でもある、スクールソーシャルワーカーさんが。

教育委員 極端に言っちゃうと、スクールソーシャルワーカーは環境への働きかけですね。子どもたちの環境、周りの環境とか、そういうことに関する働きかけで、極端に言っちゃうとスクールカウンセラーは1対1の心理的な方で、ソーシャルワーカーは社会の環境という、言葉通りなんですけど。

教育長 子どもさんがいらっしゃる環境をどう改善しようか、それを外部の人を利用して、つないで改善していこうっていう。ただ学校の中にはその知識がないから、外の人を力を借りようっていうのがスクールソーシャルワーカーっていう理解を、私はしています。

教育委員 ここには、スクールソーシャルワーカーの配置に向けて人材確保に努めるということは、今はいらっしゃるんですか？

事務局 うちはいないです。

教育委員 いないですよ。今はもう、このスクールカウンセラーさんがその役目も果たしているということですか？

教育長 役目は果たせません。

教育委員 果たせない？

教育長 はい、果たせません。ですからそこは事務局とか、役場の福祉の関係につないだりしながらやっていると。

教育委員 今は、SSWの役目を果たしているのは、教育委員会の事務局ということですね。

教育長 はい。

教育委員 教育委員会が県教委につなげられて、そこから専門の方が来られて、子どもたちの状態を見られて、その解決を図るということです。

教育委員 常に学校にいらなくてもいい人ですか？ S S Wは。

教育長 常に学校にいらなくてもいい人かどうかという、いてくれた方が助かる。

教育委員 助かるけども…。

教育長 毎日 S S Wも、S C、スクールカウンセラーも、いてくれた方が助かる。それだけの仕事量があるのかないのかっていうことになると、効率化の話を言われると、費用対効果を言われると、週1回巡回で来ていただくというのが今の現実です。

教育委員 S S W？

教育長 ソーシャルワーカーも、スクールカウンセラーも同じような実態で、全県そんなような感じだという認識です。できたらどこかを拠点で、すぐにやって来てもらって相談に乗ってもらえるような体制があると、地教委としては助かるんですけども。地教委で雇って、していかなければいけないってなると、さっき言った費用対効果の話もあって、難しいところもあるわけです。大人の事情と言いましょか。

教育委員 何かあれば、スクールカウンセラーさんは来て、子どもと保護者とは話をされるわけですから、ということですよ。

教育長 はい。

教育委員 でもさっき教育長さんが言われたように、教員なり、教職員とスクールカウンセラーとのつなぎのところがうまくできてなかったりとか、どういうふうなことをお願いしていいのかってところが理解できていないっていうこともあったりするっていうので、学校の中でそこを考えていく必要があるっていうことを教育長さんも言っておられたんですけど、そうだと思いますね。おられるけど、それをどう教育活動の中に組み入れていくかみたいなところが。

教育長 お互いに理解が、教員と、ソーシャルワーカーさんの理解が進んでいかないと、なかなか。人に頼っちゃいますから。で、人選に慎重にと書いてありますけど、そういうことになります。

教育委員 私がしたのは20年くらい前の話です。大昔の話なんで、そのころよりは質も人数も増えておられるとは思いますが、そこら辺のところもあるかなと。

教育長 で、スクールソーシャルワーカーになったからといって、生活ができるわけではないものですから、そこも痛しかゆしですね。そこにまい進されるのか、それを生業として成り立たせるまでには至っていないところもありますから。片手間っていう感否めないですね。

教育委員 実働できることを教育委員会はバックアップしていくということが大事なかなと。

一つ気になるんですけど、教職員の中に含まれちゃっているかなと思うん

ですけど、養護教諭の役割っていうのが中に出てないなっていう気がして。学校の中では機能しておられると思うんですけども、養護教諭の先生方の活躍の場っていうところが。いろんな情報を持てますし、私たちも小さいころ、保健室に行って言えないことを言ったりっていうのもあったので、やっぱりそこら辺の位置付けとか、活躍の場を保証してあげるのはどうかなっていう。そこから情報をいただくっていうのも大事な事かなっていう。

教育長 養護教諭はとても大切な動きをしていただいていると思います。

教育委員 多分、教職員の中に入っていると思うんですけど。

教育委員 2ページ目下から2つ目のところは、誰と？担任とか？教職員全員とか？学校とか？何と児童生徒との信頼関係を構築する？

教育長 主語がない。「教員は」とか、「担任は」とっていうのが入れば通じるわけでしょう。

教育委員 ノートを活用できるのは誰だろうか？

教育長 担任でしょう。

教育委員 じゃあ「担任は」か、これは？

教育長 「教員は」っておいておいたらいいんじゃないですか。

教育委員 「教員は」か？職員は見ることはない？

教育長 はい。

教育委員 まあ活用できないことはないんだろうけども。担任？担任だけか？でも、ノートを見れるのは誰が見れる？担任？

教育長 とりあえず担任の先生が最初に…。

教育委員 その下に「担任のみならず」という言葉が出てくる。「教職員全員が」という言葉も出てくる。誰が主語だろう。

教育長 ここを広く捉えると教員でいいんじゃないかと思います。狭く言うと担任ってなと思います。

教育委員 担任のみならず全教員っていうやつか。

教育長 はい。

事務局 基本的に担任とのやり取りのノートですけど、何かちょっと心配なことがあったりすると学年で共有したり、管理職と共有したりっていうところがあるので、担任だけというよりは…。

教育委員 教員？教職員だと職員が入るか。

事務局 そうですね。支援員さんとかも…。

教育委員 学校の児童生徒を見守るのは全教職員というのは良いんだけど、このノートを十分に活用ということが出てくるから。これを活用するのは誰だろうか。主語がいると思うんだけど。

教育長 これは逆の方がいいのかもしれないですね。ノートを十分に活用し…。

教育委員 するなどだろう。活用しなきゃいけないみたいなことに。活用というか、察知するための一つの手段もあるよと。

教育長 ノートを活用するなどして、早期に察知するという事の方が。察知することの方がメインで、活用することがメインじゃないという話にすれば、教

職員で済むんじゃないですかと。文章が。

教育委員 これは活用するが最後になっているから、本当でこの活用というのが、この対応のための手段になってくるのかなと。

事務局 そうすると、ノートを十分に活用するなど、児童生徒、保護者との信頼関係の構築と児童生徒の異変を早期に察知することとかっていうふうに変えましょうかね。

教育長 誰が？

教育委員 「教職員が」。

教育長 「察知する」でいいんじゃないですか。

事務局 「察知する」。

教育長 下の、「担任のみならず」っていうのも、ことさらいるかなと思っていたんだけど。上のは担任ですよ、下のは全員ですよという続きのように読めたんですけど。

事務局 そうですね、教職員全員がって言っているので、あえて言う必要はないかもしれません。では、下は「教職員全員が」からスタートしたらいいですかね。

教育委員 上の方に「教職員は」ってあるのに、下で「教職員全員は」って書くんですか。

教育長 全員はいらないんじゃないかって。言葉は。

事務局 （資料により説明）

 3 ページ目の最初の特記事項、上の行は削除してください。

教育委員 3 ページ目の最初の特記事項の上の文章は、その前の特記事項の前にあってもいいんじゃないですか。

教育長 ここ、分かれている意味がね。

事務局 そうすると、さっき直した文章の下に、5 つ目の丸を書いて…。

教育長 5 つ目の丸と 4 つ目の丸は同じ意味なんですよ。文章が。だから、一つにしてしまって、次の特記事項の文章を 2 ページ目一番下の特記事項のところに持って行ってやるといいんじゃないでしょうか。

事務局 5 つ目の丸は削除してしまってもいいのではないかと？

教育委員 そういうことです。同じことを言っていますからね。

事務局 はい。

 （資料により説明）

教育委員 子どもが相談できる、相談しやすい体制づくりということですか。

教育委員 ではなくて、子どもが相談しやすいとか相談する方法を自分の中にいくら持っているかということで、結局相談するという方法を知らなかったら、外に向けて発信できないので、そのところが言いたくてこれを書いたんですけど。解決していくための道筋を知らないんですよ、子どもは。

教育委員 子どもへの教育？

教育委員 そうです。それを大人がきちんと、ということですね。だから、難しいことを教えるのも大事なんだけど、そうやって生きていくことについての丁寧

な指導というか、全然おかしいことじゃなくて、苦しかったら苦しいって言うてもいいし、困ったなら困ったっていうことをどうすれば伝えられるかっていう。伝えられなくて家で悶々としている子もいたりするわけなので。

教育長

今おっしゃるのは、身近な大人に相談できますか、先生に相談できますか、友達にできますか、それができなかつたら子ども 110 番とか、電話相談とか、そういうところまではいいですよ、だけどやたらにインターネットでつながった人に相談したらいけないよっていうのがね。そこもセットでね。

教育委員

低学年だったら隣の子に、まずはこういうことが嫌だよっていうことが言えるっていうところとかっていうような意味で書いたんですけど。子どもが問題ですよ。そういう解決…。

教育委員

親じゃいけないんでしょ。

教育委員

親じゃなくて、子ども…。

教育委員

親じゃいけないの？子どもが親に相談してもいいんでしょ？

教育委員

もちろんいいです。

教育委員

お母さんに相談しよう、お父さんに相談しようという気持ちが…。

教育委員

一人で抱え込まないで、いろんな方法があるよっていうことを伝えていくっていうこと。

教育委員

大事なことだとは思いますが、ここにポンと出てくるよりは、子どもに対する教育としてっていうところがどこかにありましたよね。これはいじめのことについて教育するんだけど。2 ページ目の上の方にも、いじめのことについての勉強などが。この辺にも…。

教育委員

アンケートもついてましたよね。

教育委員

アンケートがなかったら、相談する機会がない？

教育委員

じゃなくて、ここに書いたのは、そういう学級の雰囲気作りとか、そういう子どもたちが困った時に行動できる素地作りを家庭なり学級なんかで作っていくっていうことですよ。

教育委員

作っていく？

教育委員

私たちなんかは解決していく方法を、こういう方法があるとかわかるんですけども…。

教育委員

子どもが相談できる、相談したい時に、相談できるんだよと心の中に思える教育をしてあげないといけないっていうことでしょ？子どもに対して。

教育委員

隣の友達にでもいいから SOS を出していこうねってことです。

教育長

あの、思うんですけど、さっき 1 行消した辺りに、相談できる体制を作るっていう、いじめだけに限定していますが、いじめだけでなくいいよっていう話にしておけば、これはいじめ対応方針ですけど、学校全体が言いやすい雰囲気を作る、そこが未然防止の第一歩だと考えるとしたら、ここはいじめだけしか書いてないけど、いじめをはじめとする悩みごとを相談できるような体制にするっていうような文言で、今の話は少しは網羅できるかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

教育委員

多分、先生方はそういう学級づくりを頑張っておられると思うんですけど

ど。なので、そういうことが作り出していけたらなど。これは不登校の方にも言えることだと思うし。多分、管理職の先生方もよくわかっておられると思うんですけど。困られたらカットしてもらってもいいです。

教育委員

いやいや、さっき教育長が言われたように、いじめだけでなく、何か問題があったら言いやすい雰囲気にといいんじやないですかね。

事務局

そうしたら、先ほどの特記事項の中にこれも一緒に加えさせてもらってですね、早期発見の項目の中ではあるんですけども、その項目の一つに加えさせてもらえたらと思います。

教育長

さっきの「関係性」は、「環境」の方がいいんじゃないでしょうか。

事務局

「関係性」じゃなくて、「環境」ということですね。

教育長

そうすると、もうちょっと広いかなと。

事務局

(資料により説明)

教育委員

このいじめ問題をどうのこうのした時に、あちこちから速やかにやらんとか、遅くなったとか、ああいうことが耳に入ってきて、どうなっているのかとか、そういう段階を踏まえてのことだとは思いますが、速やかに対応するというようなことは書かなくてもよいかな。どこかに書いてあるか。「迅速さが求められる」とは書いてあるけど。

教育委員

ここに書いてあるのは、自分も小学校とか特別支援学校に勤務していて、そういう体制はあるんですけど、そういう何とか委員会とか、そういうことを組織すると、何曜日の何週目とか、皆さんの委員の空いている日とかやっている、とても遅くなっちゃうんですね。で、いじめの場合はとにかく、起こったらすぐどうするかということが、ここで書きたかったのは、起こった時に委員会を開くのも大事なんだけど、それよりまず最初に校長にも報告をし、委員会は開くけどもまず担任はこう動け、学年はこう動けというような、そういう組織づくりも必要だと。この上に書いてあるのはすごく、処理手順とか何とか書いてあったけども、そんなことをしていたら間に合わないという私の思いがあったので、そうじゃなくて現場はもっと実働的に、マニュアルも大事だし、そうやって扱う問題もあるんだけど、迅速かつすぐ対応できないといけない場合は校長決裁、校長がこう動けと指示するような体制も大事ですよと、当たり前のことなんですけど、ここだとすごく手順、手順ばかりなので、手順に縛られちゃうと1か月も2か月も先になっちゃうのでということで書いたんです。学校は知っておられると思うんですけどもね。即日動いておられると思うんですけど。

教育長

報道とかで、マニュアル通りにしてないからと突っ込まれちゃうんですけど、手順としては常にそれだけの陣容の人が一つのことに向かったらできるというマニュアルになっちゃってますから、本当は10人でしないとできない話が5人しかいなかった時にどうするのっていったら、マニュアル通りにできない。だから個々の一人ひとりの判断で、今、委員さんが言われたように、瞬発力のある、押さえるべき要所要所を押さえて、そこで集約をして、初動は対応しないと次に進まない。で、手順は後からでもいいから、このこ

とは確認したという確認のためにね、ここに報告したかとかですね、こういう会をこれから開かないといけないなというのは、その後に確認すればいい。最初が一番肝心なんで、気付いた時に。

教育委員

一番大事なのは、担任が勝手に動いちゃうんじゃないかと、校長まで上げて、校長が最終責任を取るというか、こういうふうにしろということで動いていくという。長が知らなかったということはいけないので、こういうふうに動きたいけれども、こういうことがあってどうしたらいいだろうかという、そういうぱぱっと上げれる動きも必要なんじゃないかということ。もちろん知っておられると思うんですけどね。

教育長

ヒヤリハットってありますよね。ヒヤリっていう感覚があるかないかっていうのが大きくて、はっとしてから校長に報告したらちょっと遅かったりとかですね、ちょっと事が大きくなっていたりとか。ヒヤリってした時に報告して、学校全体で、こういうことがあったから、こういう場合はこうするんだよっていうことをみんなが認識していれば動きやすいんですけどね。そうすると次はヒヤリが減っていくというのが法則なんですけど。そこを考えてほしいなと、一人ひとりが。

教育委員

特にいじめとかが起きた場合、担任は自分の指導が悪かったからなんて思っちゃうことがあるんです。そうじゃなくて、膿が出てきたっていうのはとてもいいことなんだと。言い方が悪いんですけど、ここで出てきて良かった、次に進まなくて良かったということで、起きてしまったことは仕方がないんだけど、じゃあそれをどう対応していくかということが一番大事だと思うので、担任の先生もそこですごく責任を感じてしまわれるんじゃないかと、それがここで出てきたっていうことに対して、みんなでそれを次につなげていけばいいと思うので。もちろん起こったことはいけないですよ、でもそれを発見せずに5年、10年過ぎていくよりということで。

教育長

おっしゃる通り、ヒヤリとした時のその事例をみんなで共有して、失敗したね、だけどこれは大事にならなかった。これを放っておいて重大事案になったらもっと大変だから、このヒヤリっていう経験をみんなで共有して追跡していくっていう。だから一人で抱え込まないし、それはみんなが失敗するんだ、失敗に気付いたらすぐに言いなさいよっていう、そういう環境ですね。

教育委員

だから起こったことが失敗じゃなくて、前の担任の時にそれがあっていただけでも、水面下に隠れていて、次の担任の時に出てきたっていう場合も多々あるんですよね、生徒指導上のことで。そういう根っこがありながらそれが報告されてなかったりとか、あるいはそのことが伏せられていて、新しい学年になって新しい友達関係になったからそれが出てきたってこともあるので、担任の先生が悪いとかどうのこうのではなくて、起きたことに対して全職員で取り組んでいく。

教育長

感度を高めるということはあるんですけど、気付かないこともありますからね。気付かないことを責めたってどうしようもないわけで、出てきた時にどうするか。

教育委員 起きたことをどうするかっていうことが大事かなと思います。でも先生方はそう思っちゃう。自分がと。

教育委員 それはそうでしょうね。

教育委員 なので、そのところのフォローもいるかなと。

教育長 それで、最近校長先生と話をしているんですけども、一人でいい学級にする先生、みんながあの先生に担任になってほしいなと思う先生がいらっしゃると思うんですけど、一人で西田王国を作っちゃうんじゃなくて、学年集団くらいは、西田先生と塩谷先生が担任は担任だけれども、時々先生を入れ替えたりしながら、学年全体の空気を二人で作っていくというような、そんなつくりができないでしょうかと。だから授業に出るということですね、隣の。

教育委員 管理職、教頭とかが実技教科に出たりっていうこともできますし、そこら辺ですよ。教科担任制もゆくゆくはなと思うんですけど、そこら辺で外部が入るとか、教務主任が入るとかっていうようなところで見ていくっていうのも大事かなと。

教育長 子どもにとっては、いろんな先生と身近に接する機会が増えていくっていう意味ではいいかなと。教科担任制で今度は中学校の先生に兼務辞令を出して、体育の先生とか美術の先生とか音楽の先生が小学校の6年くらいを教えるとかね。

教育委員 つなぎができますからね。

教育長 そういうことがあってもいいんじゃないかとは、これからの三朝の教育のやり方かなと思ったりはしてますけど。相談は、校長先生方にはどうでしょう、こんな考えはということでしてはいますけど。実際にやっておられるところもありますから、それをまた見させてもらったり聞かせてもらって、その中でいじめがどう起きているか、起きていないのか、先生方と子どもたちが、いろんな先生と接することによっていい効果はありますかとか、そういう視点も持ちながら、ちょっと調べて聞いたりしたいなと思ってはいますけど。皆さんもその辺、これからのことですから、ちょっと考えていただいたらなと思います。

教育委員 最後に「確認し、共有する」とあるが、これは学校が対応することを書いている対処だよね。最初の文章は学校全体が考える文章になっていると、主語は「学校は」？で、「処理手順を日頃から確認し、共有する」というのは学校の役割だな、全体の。校長の役割？学校の役割。で、その次に「確認し、共有する」というのは誰が共有する？学校が共有するということになるんだろうけど。確認するとともに教職員は共有するとかいうようなことを言っているけど、共有するのは誰に共有する？小学校と中学校の教職員と？

事務局 そうですね。

教育委員 文章的に、誰が誰に対して言っているのかというのは。

事務局 正味は教職員全体という意味です。

教育長 主語がないという視点。だから、一文で収めるというのがえらいかもしれ

教育委員 「教職員で共有する」。

教育長 この名前が、「いじめ防止基本方針」っていうのが大きすぎるんだよね。大きすぎるというのは、イメージが、三朝町いじめ防止基本方針に読めてしまう。「各学校の」ぐらいをちょっと入れさせてもらって、学校限定の方針があるんですよというのを。

教育委員 そうだね。

事務局 あとは先ほどあったんですけど、表現を全て「児童生徒」に直すということにした上で、それでいうとその他はそれでいいのかなと。

教育委員 「児童生徒」？「子ども」？

教育長 意見のところには「子どもたち」という表現もありますからね。

事務局 そういう表現にしましょうか？それでいうとその他も特に書く必要はないので。上から点検していきましょうか。

教育委員 「改めて学校における」でいいんですね。「各学校における」ですか？

事務局 そうなりますね。

事務局 これは誰が見ますか？どこまで公表されますか？

教育長 全部公表。

事務局 全部というのは？

教育長 ホームページに載せちゃうくらい。

事務局 ホームページに載せるのであれば、最初の文言は駄目です。学校としか出ていないので、公開してはいけない。

事務局 では、学校で発生したっていう表現の方がいいっていうことだな。

教育長 ならそこはとってください。

教育委員 なら、ずっと入っているのもおかしい話だ。

教育長 ずっと駄目ですね。

教育委員 「子ども」って言った方がいいんじゃない？

教育長 ああ、逆に「子ども」って。「児童生徒」とは言わずに。

教育委員 保育園児から、18歳未満ということになるので。

教育委員 高校生でも。

教育長 なら、その方がいいかもしれないですね。

教育委員 特記はいいんでしたっけ？

教育委員 出さないけども、ないならない方がいいんじゃない。

教育長 1番の「提言への対応を含む」というのは、どこが含まれている？

事務局 要らないかもしれないですね。「提言への教育委員会、学校の対応方針」でも。「含む」は別に要らないかもしれないです。

教育長 提言をもらったから対応方針を書いたんだよね？

事務局 はい。

教育長 「提言に基づく教育委員会の対応方針」でいいんじゃないか？ということでしょう？

事務局 そういうことです。ただそれでいくと、2番も同じように表現を変えたらいいと思います。

教育長 上に何で学校が付いてる？

事務局 一番上の丸でいくと…。

教育長 私が言いたいのは、なぜ学校は1番にも2番にも出てくるのか、教育委員会だけでいいんじゃないかという意味。教育委員会の対応方針はこうだし、学校での対応方針はこうですっていう。

事務局 それでもいいと思います。一番最初の丸に「学校は」と書いてあるだけの話です。それで、1番に教育委員会と学校はという書き方をしちゃっているだけなので。

教育長 その部分は学校の対応方針にも出てきますか？

事務局 そもそも、全ての教職員に研修を実施するということは下にも出てくるので。

教育長 網羅できる？

事務局 ような気がしますけど。

教育長 なら、さっきの学校をとっちゃいましょう。で、教育委員会だけにしちゃいましょう。

教育委員 「今回の事案を題材とし」とあるが、題材にしちゃったら、いろいろとわかるものがあるんじゃないか。公表していないことで、学校で起こったとか、みんなわかっちゃうよね。

事務局 ここは全部切ってしまうでもいいかもしれませんね。

教育委員 全部切ってしまったら、このいじめがあったことに対しての対応方針、提言であるんだから。「このいじめ事案を鑑み」みたいな、ちょっと難しい言葉だけれども。踏まえて研修を実施するということだけれども、この文章でいくと、この事案を題材として研修を実施しないといけないことになってしまう。

教育委員 AがBに対してどうしたみたいな。

教育委員 そうそう。題材だったらこの事案が出てしまう。だから、この事案があったことで研修を行うんだと。何かいい書き方はないかな。題材というのは。

事務局 「踏まえ」？

教育委員 「踏まえ」か。「今回のいじめ事案を踏まえ」みたいな。

教育長 題材にすると、全然違うものになっちゃったりするかもしれませんからね。

教育委員 この「事案」っていうのはわかりにくいかもしれん。「いじめ事案」の方がわかりやすいんじゃないか。

教育長 「いじめ重大事態」？「いじめ事案」でいいでしょうか？はい。

事務局 「情報交換用ノート」とした方がすっきりするかもしれませんね。

教育長 交換日記ですか？

事務局 交換日記ではないです。日記は書きますけど。

教育委員 「教育委員会等と情報共有しながら」の等は誰のことだ？「で」ではないか？

教育長 全体に対しての特記事項？

事務局 これはどこの項目というよりも、教育委員さんから全体的なことに対してご意見をいただいたことについてまとめたものです。

教育長 3番の内容は削って、特記事項を「子ども」に変えてくださいということですか？

事務局 そうですね。

教育長 はい。

 今、直したものは、これで公表しますか？

事務局 確認です。特記事項を含めて公表するのか、それとも特記事項は学校なり、内部に公表するだけにとどめるのかという話です。

教育委員 とどめた方がいいんじゃないか。

事務局 ホームページに出す場合などは、この特記事項は外すということによろしいですか？

教育委員 一般町民が見られる場合は、この特記・留意事項は外して準備してもらって…。

事務局 学校とかに伝える分にはこの特記事項は当然書いて…。

教育委員 学校関係者が見る分には…。

事務局 見る分には当然付けてお伝えすることにします。

教育長 口頭で言うということにしましょう。ペーパーにすると残るので。2種類ペーパーができてしまうので、あくまで特記事項のないのが教育委員会の今後の対応方針ということで、今日お話いただいた特記事項については、保育園、小学校、中学校の先生方にこういうことを話しましたんでということで、口頭説明をするということにしましょう。それでよろしいですか。

教育委員 内部資料ということ。

教育長 内部資料でね。情報公開請求されたら、また審査して、公開になるかもしれません。審査会でね、それは情報公開すべきだってなったら情報公開になるかもしれませんが、そのことをお知り置きいただいて。よろしいでしょうか。

教育委員 ちょっとすみません。委員さん、どうですか？いろいろ今回のこと。せっかく参加していただいているので、ちょっと思いを聞きたいなど。

教育委員 対応方針についてですか？

教育委員 今回のことに関して。

教育委員 ちょっと、教育委員という立場があるので、今回の件についていろいろ聞かれることはあったんですけども、私がこの会において知り得た情報よりも噂の方がすごく早くて、私も不確かなことを、もちろん知り得た情報はしゃべらないですけども、不確かなことがばつと尾ひれが付いて広まっていて、そのことを聞かれてももちろんわからないですし、心苦しいというか、順を追って報告を上げてくださっていたと思うんですけども、それより前に知る情報が多すぎてちょっと困惑したというか、そういう感じでまずこの件を知りました。それで、担任の先生だけが責任を感じられないようにという話がありましたけれども、被害者の保護者からしたら、前にもあったのに

また同じことが繰り返されていて、担任は何を見ていたのかという文面もありましたけれども、そういう気持ちになるのもわからないでもないですし、その矛先が担任だけに向かうというのももちろんちょっと違うことですしね。というようにいろんな立場からの、立場として受け止める部分がいろいろあってうまくまとめられないですが、きっと、今もそうですけど、公表していいことと公表してはいけないこと、あると思うんですけども、隠されているというような受け止め方をする保護者もあるのが事実です。なので、何にしてもそうですけど、学校に言っても教育委員会に言っても何も変わらないって言われることは、悲しいけど事実としてあって、もうちょっとオープンな感じで、何でもかんでも公表しろという意味ではなくて、保護者と、先生と教育委員会との信頼関係がもうちょっと、壁がないような関係づくりも必要じゃないのかなって感じました。

教育長

せっかくなので、この件の感想だけでもどうですか？

教育委員

今言われれば、確かにそうなのかなって思いますし、尾ひれが付いている噂になってしまうっていうのはある、この件に限らずですね、いろんな事案について尾ひれが付いて、言ってみれば面白おかしくっていうところもあるんだろうなっていうふうに思いますから、もしそれをそうでないよっていうふうに言うためには、やっぱり先ほど言われたように、ある程度しゃべれるところまではオープンにしていけないと、そういうのが広がってしまうのかなというのは実際に思いますけど。ただ、かたやオープンにしてみると、逆のことで傷つく人も出てくるのかなということもあるので、非常に難しいよねっていうふうに思いますね。

教育長

私も、全てオープンにしまえば私たちは楽だと思うんです。ですけど全員を、立ち直らせるっていうのはより良い関係に修復してほしいなっていう思いもありながら、こうやって会議をして、専門的な知識がないですから、委員会を開いていただいて弁護士さんに入っていていただいて助言をいただいて、こうやってまとめさせてもらったということで、尾ひれが付いた噂は私もだいぶ聞きましたけど、そっとしておいてほしいなというのが本音で、そんないい加減な情報を流してかき回すようなことをしないでっていうのは正直、本音でした。学校であつたいじめだけを冷静に判断し、ここで線を引くためには、情報がある程度出せない。もちろん、被害者の方が公表しないでくれって言われますから、それを尊重すべきだと思いますし。っていうのがなかなか大変ですし、理解を求めるにもかなり苦労することだとあらためて思いました。

7 その他

教育長

その他、皆さんから何かありますでしょうか。

各教育委員

(特になし)

8 閉 会

教育長

次回については、9月22日金曜日、定例会は午後2時30分からということ
とでよろしくお願いします。

以上をもちまして、令和5年第2回三朝町教育委員会臨時会を閉会します。

午前11時09分